

北区自治協議会部会の設置及び運営に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新潟市区自治協議会条例(平成18年新潟市条例第74号。以下「条例」という。)第10条第1項の規定に基づき、北区自治協議会(以下「自治協議会」という。)が設置する部会に関し、必要な事項を定める。

(組織及び役割)

第2条 自治協議会に置く部会は、常任部会、特別部会とする。

2 常任部会の名称及びその部会が所管する分野は、次に掲げるとおりとする。

名称	主な所管分野
総務部会	自治協議会全体の運営、協議内容の検討、自治協議会広報誌の編集
地域づくり	商工業、農業、大学などとの連携、道路、土地利用、公共交通、防災
福祉教育	健康、福祉、子育て、教育、協働、防犯・交通安全
自然文化	環境保全、自然環境活用、観光交流、文化・スポーツ、浸水対策

3 部会は、所管する分野における課題や、部会が必要と認める事項を調査、審議及び検討する。

4 自治協議会が必要と認めるときは、前項のほか、特定の課題を審議及び検討するため、特別部会を置くことができる。

(構成)

第3条 自治協議会の委員は、前条第2項に規定する常任部会のうち「総務部会」を除く他の部会(以下「3部会」という。)のいずれか1つの部会へ所属する。

2 4部会に所属する委員(以下「部会委員」という。)数は、均衡を図るよう努める。

3 「総務部会」の部会員は、正副会長と3部会長をもって構成する。

4 前条第4項に定める特別部会の部会委員は、その都度、自治協議会で定める。

(任期)

第4条 部会委員の任期は、自治協議会の委員の任期とする。

(部会長、副部会長)

第5条 部会には、部会長、副部会長を置き、当該部会委員の互選によりこれを定める。

2 副部会長は、部会長が欠けたとき、又は部会長に事故があるときは、その職務を

代理する。

(会議の開催及び運営)

第6条 部会の会議は、部会長が招集する。

2 部会長は、会議の議長となる。

3 会議は公開で行う。ただし、部会長が必要と認めるときは、会議に諮ったうえで公開しないことができる。

4 自治協議会の委員は、所属する部会以外の会議に出席することができる。また、部会長が認めるときは、その会議において発言することができるが、採決に加わることはできない。

5 部会長は、必要があると認めるときは、自治協議会の委員以外の者に会議への出席を求め、説明又は意見を求めることができる。

6 部会の運営は、部会員が自主的・主体的に、議事の進行、検討するテーマの設定などを行う。

7 会議の内容については、全体会議において報告を行う。

8 部会長は、必要があると認めるときは、会議に諮ったうえで所管する分野の一部について部会内で設置したグループに検討させることができる。

(全体会議からの付託事項)

第7条 全体会議から付託された案件については、部会において諾否を含め、審議及び検討する。また、その審議及び検討の結果について全体会議に報告する。

(会議の補助)

第8条 会議会場の手配及びその準備並びに担当部署への取次ぎ、会議概要の作成など会議の補助については、北区地域総務課で行う。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、自治協議会で定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月16日から施行する。

この要綱は、平成27年6月18日から施行する。

この要綱は、平成29年4月20日から施行する。

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。